

一般財団法人広島県教育職員互助組合 理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県教育職員互助組合定款（以下「定款」という。）第45条の規定に基づき、一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）の理事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

3 事務局長及び事務局員（以下「事務局職員」という。）は、議事の進行並びに理事及び監事の説明等を補助するため、理事会に出席することができる。

4 理事会は、必要に応じ、前各項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第2章 理事会の種類と招集

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回、毎事業年度開始前2か月以内及び終了後3か月以内に開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合、いつでも開催することができる。

(招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長又は常務理事を除く理事が理事会の招集を理事長若しくは常務理事に請求したとき、又は、監事が理事会の招集を理事長若しくは常務理事に請求したときは、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事長又は常務理事が前項に規定する期間内に招集の通知を発しない場合は、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

(招集の手続及び通知)

第5条 理事会を招集するには、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

(招集手続の省略)

第6条 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

2 前項の規定による理事の同意は原則、書面によるものとする。

第3章 理事会の議事

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項に規定する理事長が欠け、又は理事長に事故等があつて、理事会に出席できない場合は、理事会の議長は、常務理事がこれに当たる。

(理事会の運営)

第9条 理事会は、理事定数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、理事会の開催に際し、理事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

3 議長は、事務局職員に前項の報告を行わせることができる。

4 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議案等の審議順序)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された事項（以下「議案等」という。）の順序により理事会に付議する。ただし、理事会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議案等を一括して付議することができる。

(提出議案等の説明等)

第11条 議長は、議案等を付議した後、常務理事に対して、当該議案等の説明を求めるものとする。この場合において、常務理事は、議長の許可を受けて、事務局職員に説明をさせることができる。

2 前項にかかわらず、議長は、理事又は監事から理事会の招集の請求があつた場合にあつては、当該請求者に事項（議案等）に関する説明を求めるものとする。

(質問に対する説明)

第12条 理事の質問に対して、常務理事は、議長の許可を受けて、補助者としての事務局職員に説明をさせることができる。ただし、理事が常務理事を指名して求める説明は、常務理事が行う。

2 理事が監事を指名して求める説明は、監事が行う。

3 前2項の説明者は、理事の質問に対して、一括して説明することができる。

(議決)

第13条 議長は、議案等について、質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議等を終結させ、議決しなければならない。

2 議長は、議決を議案等ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案等については、これを一括して議決することができる。

3 議長は、議決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(理事会の決議事項)

第14条 理事会は、次の業務について**決議**する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定
- (7) 定款に基づく規則等の制定、変更及び廃止

(決議方法)

第15条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わること

のできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 議決に係る理事の賛否の意思表示は、挙手、起立又は投票のいずれかによるものとする。

(延期又は続行)

第16条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書の場合において、議長は、決定した日時及び場所を理事会に出席した役員（理事及び監事）に通知しなければならない。
- 4 延会又は続会の日は、やむを得ない場合を除き、最初の理事会開催日から2週間以内としなければならない。
- 5 理事会の延期又は続行の決議があった場合、延会又は続会の招集通知（第3項の通知を除く）は、要しない。

(決議の省略)

第17条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事長の専決処分)

第18条 理事長は、定款第37条に規定する理事会の権限について、緊急かつやむを得ない事情により理事会に付議できないときは、理事会の決議を得ずに業務を執行することができる。

ただし、この場合にあつては、理事長は、その後最初に開催される理事会に当該案件を付議し、説明及び承認を得なければならない。

(報告)

第19条 理事長及び常務理事は、自己の職務の執行状況及び重要と見られる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。この場合において、理事長又は常務理事は、補助者に報告させることができる。

(閉会)

第20条 議長は、全ての議案等の審議を終了したとき、又は理事会の延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

- 2 議長は、事務局職員に前項の宣言を行わせることができる。

(議事録)

第21条 議事録には、審議の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載しなければならない。

(議事録の配付)

第22条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第23条 理事会の庶務は、互助組合事務局がこれに当たる。

第5章 補則

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般財団法人への移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。